令和５年９月

大木町農業委員会総会

議　事　録

令和５年９月作成

令和５年９月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　令和５年９月１１日（月）　午９時３０分から

２．開催場所　　大木町役場　３階　大会議室

３．総会構成員現在総数　18 名

４．出席委員　　（１７名）

１番　松本　久吉
２番　菰方　利幸
３番　岡崎　良輔
５番　中島　智道
６番　廣松　伸幸
７番　小林　律子
８番　池口　活友
９番　平木　俊博
１０番　田中　良二
１１番　荒巻　明子
１２番　熊本　森行
１３番　北島　秀一
１４番　塚本　英統
１５番　今村　真由美
１６番　山口　茂徳
１７番　牟田口　美智子
１８番　松永　靜義

５．欠席委員　（１名）

１９番　井手　正宏（会長）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　鶴岡　寛士
課長補佐　　杉　　克己
書　　記　　高田　翔太

７．議事内容

1．議事

１）農地法第５条第１項の許可申請について
２）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

事務局	定刻となりましたが、会長がインフルエンザということで本日は欠席ということになります。 それで、議長を副会長の松永委員にお願いしたいと思いますので、松永委員よろしくお願い致します。
議長代理 （松永副会長）	皆さんおはようございます。 今日は、先ほど事務局よりお話があったとおり、会長がインフルエンザで休みということで、急遽私がこの総会を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。 私も不慣れでございますので、大変皆様にはご迷惑をおかけすることかと思いますが、どうぞよろしくお願いします。 それでは大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。 では只今より、９月の農業委員会総会を開催いたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願いします。 本日の議事録署名人を（３番委員）岡崎委員（５番委員）中島委員にお願いいたします。 それでは、議案第１号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題とします。番号１番を議題とします。 事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
松永議長代理	事務局の朗読が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の岡崎委員の意見をお願いします。
岡崎委員	９月７日に中島委員と事務局と３名で現地調査に行きました。先ほど事務局の説明がありましたとおり、住宅転用の申請です。排水は南側に既存の排水マスがあり、道路を挟んだ水路へ排水されます。 盛土の側溝を入れ、この既存の排水桝へ落とすとのことです。 隣接地の農地は承諾書を取られており、問題ないと思います。 審議のほどよろしくお願いします。
松永議長代理	続いて、地元委員の田中委員の意見をお願いします。

田中委員　８月に譲渡人の子供さんから井手会長に転用についての内容の説明があっており、井手会長の代わりに私の方で内容を確認し、現地を確認をしました。
先ほど、事務局と現地調査員より説明があったとおり一般住宅建設のための転用申請です。隣接農地については、西側に畑を作ってあり、転用による影響はないと思います。排水についても、南側に配水管があり、水路に放流するということですので、問題と思いますので審議のほどよろしくお願いします。

松永議長代理　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　意見なし　）

松永議長代理　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

松永議長代理　全員賛成と認め、番号１番を承認することに決定いたします。
次に番号２番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

松永議長代理　事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について、現地調査委員の中島委員の意見をお願いします。

中島委員　９月７日岡崎委員と事務局と現地調査に行きました。
現地は現在畑ということで、駐車場にするということで特に問題はなく排水に関しても、すぐ横に水路がありますので、自然排水で十分可能だと思いました。周りへの影響はないと思います。
審議のほど、よろしくお願い致します。

松永議長代理　続いて地元委員の意見ですが、私の担当地区ですので意見を申し上げます。

松永副会長　事務局並びに現地調査員の説明のとおりであり、私も現地を確認したところ、東側に田がありますがその間に１ｍぐらいの宅地がはいってお

りまして、それから今度転用される畑があります。
　現地の周囲の状況から見ましても、北側が道路、南側が水路、西側が道路といったようなことで、別に転用に対しての問題はないと思います。
　ご審議のほどよろしくお願いします。

松永議長代理　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
　質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　意見なし　）

松永議長代理　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
　番号２番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

松永議長代理　全員賛成と認め、番号２番を承認することに決定いたします。
　次に、議案第２号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

松永議長代理　事務局の朗読説明が終わりました。
　質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

菰方委員　はい。

松永議長代理　はい。菰方委員。

菰方委員　中間管理機構に預けて、権利の移転ということですが、この対価に関してですが、どういうところの違いがでるのでしょうか？

松永議長代理　はい。事務局説明をお願いします。

事務局　対価額については、双方で決めていただいているので、申請時に法人より申請をいただいています。

松永議長代理　質問があるときは、質問と言ってください。それから私が、指名しますので
はい。菰方委員。

菰方委員　それでは、15,000円でもいいということですか？

松永議長代理　事務局お願いします。

事務局　あくまで、双方で決めていただいているので、15,000円で申請があがれば、もちろん議案書も15,000円で提出させていただきます。

松永議長代理　はい。よろしいですか？はい。どうぞ。

菰方委員　中間管理機構が入ってきたときに、うちの集落の法人では12,000円で決まっていたと思いますが、その具体的なやり取りというのは、中間管理機構との間であっているのでしょうか？

松永議長代理　事務局お願いします。

事務局　金額についてということですか？
基本的にあくまでも、双方で決めて申請をあげていただいていて、
今回の農事組合法人は町外の法人ですが、一律一反当たり13,000円で設定しているということですので、今回もその金額であげていただいています。

松永議長代理　よろしいでしょうか？

菰方委員　はい。わかりました。

松永議長代理　他に質問はありませんでしょうか？

松本委員　はい。

松永議長代理　はい。松本委員。

松本委員　質問ですが、私の地区で農業法人ができて、中間管理機構に預けたのですが、その時に奨励金みたいなのがきたのですが、今はそういうのは廃止になったのでしょうか？

松永議長代理　はい。事務局お願いします。

事務局　現在も農用地集積協力金という事業があります。
今回の申請に関しては、その集積金関係の報告自体はあがってきておりません。また、以前令和２年度までは経営転換協力金という事業もありまして、農地の所有者が農地をリタイヤするとなった場合、一反未満は所有していいが、それ以外を中間管理機構へ貸すことで、お金をいただけるという事業もありました。ただ現在は、集積金のみとなっております。

松永議長代理　よろしいですか？他にありませんか？

菰方委員　はい。

松永議長代理　はい。菰方委員。

菰方委員　今、松本委員から質問があった集積協力金は、貸し手の方は知らないと思いますよ。こういう制度があること自体。
知らないことには申請できないので、申請事業というのは申請する人が知っているという前提で行われていると思いますので、預けたいという人には、そういう説明はしてあげるべきだと思いますが。どうでしょうか。

松永議長代理　事務局お願いします。

事務局　申請があった際には、今回の申請を挙げていただいて、農地を貸す。
残りの自作地が何㎡あるかにもよりますが、確認はしておりまして、今回の申請者に関しましては、すべてお話しております。

松永議長代理　よろしいですか？

菰方委員　話をされたうえで、協力金はいらないよという判断ですか？

松永議長代理　事務局おねがいします。

事務局　お金がいらないという話まではしていませんが、お話をして、集積協力金というものがありますのいうご案内はしております。

菰方委員	その辺の内容は、貸し手の方は、理解されてないと思いますよ。 そういう制度があるなら、貸し手から言えば本音として、いくらかでもお金をもらえるほうがいいわけですよね。 そういう申請がなされていないというなら、十分理解されてない中で、申請をしなかったというのが本当ではないかと思いますが。
松永議長代理	事務局お願いします。
事務局	菰方委員からいただいた意見を、今年度１１月に第２回公募がありますので、申請、または相談があった場合はしっかりとご案内をさせていただきたいと思います。以上です。
松永議長代理	他に質問はありませんか？
各委員	（　意見なし　）
松永議長代理	意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。 議案第２号を承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	（　全員賛成　）
松永議長代理	全員賛成と認め、議案第２号を承認することに決定いたします。 以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。 有難うございました。

９．議案の賛否

１）農地法第５条第１項の許可申請について

番号１番　　賛成 16 名　　反対　０名

番号２番　　賛成 16 名　　反対　０名

２）大木町農用地利用集積計画の決定について

賛成 16 名　　反対　　０名

10．閉会の日時　　令和４年９月１１日（月）　午前 10 時 00 分

議長はこの議事録を調整し、議事録署名人とともに署名する。

令和５年　　月　　日

議　　長（代理）
（松永　靜義）

議事録署名人
（岡崎　良輔）

議事録署名人
（中島　智道）